

農業制度資金のご案内

あなたの農業経営を応援します！

農業制度資金とは、農業者の皆様が
農業経営の改善や経営規模の拡大を行うために
必要な資金を長期かつ低利で融通する制度です。



目次

- | | | | |
|----------------|----|------------------|----|
| ○ 利用できる資金の一覧 | P1 | ・ 農林漁業施設資金 | P7 |
| ○ ご利用いただける方の一覧 | P3 | ・ 中山間地域活性化資金 | |
| ○ 各資金のご案内 | P4 | ・ 農林漁業セーフティネット資金 | |
| ・ 農業近代化資金 | P4 | ・ 農業経営改善促進資金 | P8 |
| ・ 農業経営基盤強化資金 | P5 | ・ 新規就農者リース支援資金 | |
| ・ 経営体育成強化資金 | | ・ 災害時に利用できる資金 | |
| ・ 青年等就農資金 | P6 | ○ 借入の手続き | P9 |
| ・ 農業改良資金 | | ○ 債務保証制度 | P9 |

あなたの事業には、この資金がご利用できます (利用できる資金の一覧表)

実施したい事業 資金名 対象者		資金使途 (代表的なもの)										
		土地		施設・設備			導入・育成	環境	担い手	経営		
		農地を 買いたい	農地を 借りたい	農地の改良 や造成を したい	ハウス等の 農業用施設 や農機具を 取得したい	加工販売 施設や観光 農園施設を つくりたい	ハウス等の 農業用生産 施設を リースしたい	果樹や花木 の植栽や育 成をしたい	牛や豚の購 入や育成を したい	給排水施設 の設置や改 良をしたい	農業に関す る研修を受 けたい	創立、開業 資金を借 りたい
農業近代化資金 →P 4	認定農業者		○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	その他担い手 農業参入法人		○	○	○	○		○	○	○		
日本政策 金融公庫 資金	農業経営基盤強化資金 (スーパーL 資金) →P 5	認定農業者	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	経営体育成強化資金 →P 5	その他担い手 農業参入法人	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	青年等就農資金 →P 6	認定新規就農者		○	○	○	○	○	○	○	○	○
	農業改良資金 →P 6	・エコファーマー ・六次産業化法認定者等		○	○	○	○	○	○	○	○	
	農林漁業施設資金 (スーパーW 資金) →P 7	アグリビジネス法人					○					
	中山間地域活性化資金 →P 7	中山間地域の 農業者等					○					
	農林漁業セーフティネット資金 →P 7	認定農業者等					○					
	農業経営改善促進資金 (スーパーS 資金) →P 8	認定農業者		○				○	○	○	○	
	新規就農者リース支援資金 →P 8	新規就農者						○				
	農林水産業災害対策資金 →P 8	被災農業者										

- ※ 1 貸付金利は平成 31 年 3 月 1 日現在。金融情勢により変動する場合がありますので、ご了承下さい。
最新の金利については、静岡県の農業ビジネス課ホームページ(<http://www.pref.shizuoka.jp/sangyou/sa-330/>)
をご覧ください。
- ※ 2 認定農業者の方は、農林水産長期金融協会から追加の利子助成が行われ、より低利で資金の借入ができます。(融資枠あり)
- ※ 3 人・農地プランの中心経営体等として位置付けられた方、農地中間管理機構から農地等を借り受けた方は、
条件によっては金利負担軽減措置(貸付当初 5 年間で実質無利子化される)の対象となります。(融資枠あり)

資金使途（代表的なもの）						貸付条件				
経営		災害		補助残		貸付金利 ※1 (%)	償還（据置）期間 (年以内)	融資率 (%)	貸付限度額	取扱金融機関
運転資金を借りたい	経営の再建・営農負債の借換えをしたい	農地・施設の復旧をしたい	運転資金を借りたい	生活資金を借りたい	補助事業の自己負担分を借りたい					
○		○			○	0.16~0.20 ※2	15(7)	100	個人：1,800万円 (特認2億円) 農業参入法人：1.5億円 (特認2億円) 法人：2億円	県内各 JA・静岡県信用農業協同組合連合会・静岡銀行 清水銀行・静岡中央銀行 沼津信用金庫・富士宮信用金庫・富士信用金庫・浜松磐田信用金庫
					○	0.20	15(3)	80 (特認90)	個人：3億円(特認6億円) 法人：10億円(特認30億円)	日本政策金融公庫 県内各 JA・静岡県信用農業協同組合連合会 静岡銀行・スルガ銀行 清水銀行・静岡信用金庫 三島信用金庫 富士宮信用金庫 浜松磐田信用金庫 焼津信用金庫 遠州信用金庫・富士信用金庫 農林中央金庫・信金中央金庫
○	○	○			○	無利子~ 0.20 ※3	25(10)	100	個人：1.5億円 法人：5億円	※資金によって取扱融資機関が異なる場合があります。詳しくは、日本政策金融公庫静岡支店までお問い合わせください。
○	○				○	0.20	25(3)	80	個人：5,000万円 法人：1.5億円	
○						無利子	12(5)	100	3,700万円 (特認1億円)	
○						無利子	12(3)	100	個人：5,000万円 法人：1.5億円	
○						0.20	25(5) ※4	80	借受者負担額	
					○	0.16~0.92	15(3) ※5	80	借受者負担額	
○			○			0.16	10(3)	100	600万円	
○						1.50	1	100	個人：500万円 法人：2,000万円	県内各 JA
						0.20	11(10) ※6	50 ※7	3,000万円	静岡県信用農業協同組合連合会
			○	○		1.50	5(1)	100	運転個人：1,000万円 運転法人：2,000万円 生活個人：300万円	県内各 JA・静岡県信用農業協同組合連合会

※4 施設の取得等に関連して必要となる費用の支出は、10(3)です。

※5 生産環境施設については、25(8)です。

※6 複数年一括融資を選択した場合は、13(10)です。

※7 リース契約2年目までは100です。

☆ 農業信用基金協会の保証を利用する場合は、P9をご覧ください。

ご利用いただける方の一覧

名 称		条 件
認定農業者		<ul style="list-style-type: none"> ・農業経営改善計画が認定されていること ・簿記記帳を行っている又は簿記記帳に移行することが確実であること
そ の 他 担 い 手	主業農業者 農業者 (個人) ※	<ul style="list-style-type: none"> ・総所得の過半が農業所得である又は農業粗収益 200 万円以上であること ・主となる従事者が青壮年(60 歳未満)であること ・(60 歳以上の場合のみ)後継者がいること ・簿記記帳を行っている又は簿記記帳に移行することが確実であること
	農業者 (法人)	<ul style="list-style-type: none"> ・総売上の過半が農業売上である又は農業粗収益 1,000 万円以上であること ・常時従事者（農地法第 2 条第 3 項第 2 号二に規定する常時従事者）がいること ・簿記記帳を行っている又は簿記記帳に移行することが確実であること
	認定新規就農者 (認定就農者)	<ul style="list-style-type: none"> ・青年等就農計画の市町認定を受けていること
	農業参入法人	<ul style="list-style-type: none"> ・5 年以内に認定農業者となる計画を有する営農法人で経営開始後決算を 2 期 終えていないこと
	集落営農組織	<ul style="list-style-type: none"> ・法人格を持たない営農団体であること ・定款又は規約を有すること ・一元経理を行っていること ・5 年以内に農地所有適格法人になる目標を有していること ・農用地利用集積目標を設定していること ・農業所得の目標額を設定していること
任意団体	<ul style="list-style-type: none"> ・法人格を持たない団体であること ・営農者が過半を占めること ・定款又は規約を有すること 	
エコファーマー		<ul style="list-style-type: none"> ・持続性の高い農業生産方式を導入する計画の認定を受けていること
六次産業化法認定者		<ul style="list-style-type: none"> ・六次産業化法総合化事業計画の認定を受けていること ・簿記記帳を行っている又は簿記記帳に移行することが確実であること
アグリビジネス法人		<ul style="list-style-type: none"> ・認定農業者が加工、販売事業を行うために設立した法人
上記以外の者		<ul style="list-style-type: none"> ・各資金の要綱等に規定されていること

※ 家族経営協定を結んでいる共同経営者に準ずる従事者も含む

認定新規就農者とは？

青年等就農計画を作成して、市町長の認定を受けた者をいいます。

（農業経営基盤強化促進法に規定する「認定就農者」と同じ者を指します。）

青年等就農計画には、経営開始から 5 年後までの自らの経営目標やその達成のための施設整備に関する資金計画及び事業計画等を記載します。

青年等就農資金を借りるために認定新規就農者になるには、農業経営できるだけの知識及び技能を有していること又は農業経営を開始してから 5 年以内であることが条件となります。

詳しくは、就農（予定）地の市町担当課へお問い合わせください。

農業近代化資金

農業を営む方や農業に関わる団体が、施設や農機具の取得、家畜購入、果樹植栽、小規模な土地改良、6次産業化への取組などを行うときに借りることができる一般的な資金です。

【貸付対象者】 認定農業者、その他担い手、農業参入法人

【主な使い道】 農業用施設(農作業場、ハウス、加工施設など)の建設、購入、改良、復旧 ※1
農業用機械(トラクター、コンバインなど)の購入
果樹、茶の植栽又は育成
家畜の購入又は育成
小規模(事業費1,800万円まで)な農地の改良、造成、復旧 ※1
長期運転資金 ※2

※1 災害復旧に関わる費用は認定農業者のみが対象ですが、被災施設を経営改善のために建て替える場合などは、その他担い手も対象となります。
※2 長期運転資金は、肥料代・賃借料のような見積書があるもので経営改善に必要なものを一括して支払う場合に対象となります。

【貸付限度額】

対象者	貸付最高限度額	貸付最低限度額
個人	1,800万円(特認2億円)	20万円
農業参入法人	1億5千万円(特認2億円)	20万円
法人	2億円	40万円

認定農業者 に係る 特例利率

認定農業者は、農業制度資金の通算貸付残高が、個人1,800万円、法人3,600万円までは公益財団法人農林水産長期金融協会からの利子助成により、その他担い手より低利で資金の融通を受けられます。

認定農業者 に係る 融資率の特例

通常80%の融資率ですが、認定農業者については、特例として事業費の100%まで借入可能です。

認定農業者とは？



現在の経営内容と、5年後の目標とする内容、目標達成のための方法について十分に考え、「農業経営改善計画」を策定して、市町長の認定を受けた者をいいます。農業のプロフェッショナルとして頑張っていこうとする人たちを、「認定農業者」として、市町や県、JA等の融資機関が協力して支援しています。

農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）、経営体育成強化資金

償還期間が長い、借入金額が大きい、農地を取得するなどの場合に利用できる長期資金です。

【貸付対象者】 農業経営基盤強化資金：認定農業者
経営体育成強化資金：その他担い手及び農業参入法人

【主な使い道】 農地の購入
農地の改良、復旧
農業用施設(農作業場、ハウス、加工施設など)の建設、購入
農業用機械(トラクター、コンバインなど)の購入
農産物の加工処理・流通販売のための施設
果樹、茶の植栽又は育成
家畜の購入又は育成
長期運転資金
災害により必要となった長期資金(農業経営基盤強化資金のみ)
負債の整理に必要な資金

【貸付限度額】

資金名	対象者	貸付限度額	
		個人	法人
農業経営基盤強化資金	認定農業者	3億円 (特認6億円)	10億円 (特認30億円)
経営体育成強化資金	その他担い手	1億5千万円	5億円

金利負担軽減措置とは？

農業経営基盤強化資金を借り入れる認定農業者の方で、一定の条件を満たす方は、農林水産長期金融協会からの追加の利子助成を受けることで、貸付当初から5年間無利子で資金を借り受けることができます。(融資枠あり)

【対象者】

人・農地プランに地域の中心経営体として位置付けられた方
又は農地中間管理機構から農地を借り受けた方

※ 担い手経営発展支援金融対策事業による場合は、
上記に加え、TPP協定等による経営環境変化に対応して、
新たに取り組む規模拡大、農産物輸出等の攻めの経営展開に係る計画について、
国指定の様式を作成し、その計画の実行により経営改善が見込まれる方

【無利子化の期間】

貸付当初5年間



青年等就農資金

農業経営を開始する際に必要な資金を融資する無利子の資金です。
借入れに際しては、市町が認定する認定新規就農者になる必要があります。

【貸付対象者】 認定新規就農者

【主な使い道】 経営を開始して5年以内に必要となる機械、施設等の購入に必要な資金

- ・施設、機械購入費
- ・家畜購入費
- ・各種修繕費
- ・種苗費
- ・農薬費
- ・農機具等の賃借権の取得費
- ・創立費、開業費等に係る費用 等

【貸付限度額】 3,700万円（特認1億円）

〔特認要件〕

次の全てを満たす場合は、貸付限度額が1億円となります。

- (1) 青年等就農計画における農業所得の目標が当該経営体の所在する地域の認定新規就農者の平均以上となるものであること。
- (2) 次のいずれかに該当する者であって、農業の技術及び経営方法を習得したと認められる旨の意見書が農業経営士等その他これに類するものから提出されていること。
 - ① 農業の技術又は経営方法を実地に習得するため、知事の認定を受けた農業経営士等又は認定農業者が主宰する農業に年間150日以上従事した年（以下「技術等習得年」という。）が2年以上ある者。
 - ② 技術習得年が1年以上あり、かつ、農林大学校等の農業経営者育成教育機関における研修と通算して2年以上ある者。

【貸付利率】 無利子

- ・ 青年等就農資金の貸付けは、実質無担保・無保証人(融資対象物件以外の担保及び第三者保証人は不要)による貸付けが可能です。
- ・ 認定農業者は対象になりません。

農業改良資金

技術・作物・加工分野の新しい取り組み（農業改良措置）を行う場合に利用できる
全期間無利子の資金です。

【貸付対象者】 エコファーマー、六次産業化法や農商工等連携促進法の認定を受けた方等

【主な使い道】 農業改良措置に関する計画（※）の実施に必要な資金で、以下のいずれかの取り組みに関するもの

- ・ 新たな農業部門の経営の開始（従来扱っていない作目、品種への進出）
- ・ 新たな加工事業の経営の開始
- ・ 農畜産物又はその加工品の新たな生産方式の導入
（新たな技術・取組みを導入して品質・収量の向上やコスト・労働力の削減を目指す場合）
- ・ 農畜産物又はその加工品の新たな販売方式の導入

※ 県から認定を受けた経営改善資金計画書のことです。

農林漁業施設資金（スーパーW資金）

認定農業者が設立した子会社が取り組む加工・販売等の事業に利用できます。

- 【貸付対象者】 アグリビジネス法人
- 【主な使い道】 加工場、レストラン、冷蔵庫、直売所など
農産物の加工、保管、販売に関する事業
農家民宿や体験型観光農園など
上記設備投資に関連して必要となる費用
- 【貸付限度額】 事業費の80%

中山間地域活性化資金

中山間地域の活性化を図るために必要な事業に利用できる資金です。

- 【主な使い道】
- ・中山間地域の農林畜水産物を原材料として使用する製造、加工又はその加工品の集荷、販売、提供にかかわるもの
貸付対象者：農林漁業者、製造・加工販売業者
 - ・中山間地域において農林資源を活用した保護機能増進施設の設置（観光農園、直売施設等）
貸付対象者：農林漁業者、民間事業者
 - ・中山間地域における生産環境施設の設置（管理・休養施設、給排水施設等）
貸付対象者：農林漁業者、その他団体
- 【貸付限度額】 借入者が負担する額の80%

農林漁業セーフティネット資金

災害や環境の変化等により、資金繰りに支障を来している場合等に経営維持安定に利用できる資金です。

- 【貸付対象者】 認定農業者、その他担い手
- 【主な使い道】
- ・災害（風水害、震災等）により被害を受けた経営の再建に必要な資金（市町長が発行する被災証明が必要）
 - ・行政指導（BSEや鳥インフルエンザ等の発生に伴う家畜の殺処分や畜産物の移動制限を受けた）により経済的な損失を受けた経営の維持安定に必要な資金
 - ・社会的又は経済的環境の変化等（最近の決算期における粗収益が前期に比し10%以上減少している。最近の決算期における所得の赤字幅が前期に比し縮小したもの、依然として赤字が生じている等）経営者の責めに帰すことができない事由により経営の維持安定に必要な資金
- 【貸付限度額】 一般：600万円
特認：年間経営費の6/12又は粗収益の6/12のいずれか低い額（簿記記帳を行っており、特に貸付限度額の引上げが必要と認められる場合）

農業経営改善促進資金（スーパーS資金）

認定農業者を対象として、種苗、肥料、飼料、家畜の購入などに利用できる短期運転資金です。

- 【貸付対象者】 認定農業者
- 【主な使い道】 種苗、肥料、飼料、家畜、消耗品の購入
施設や機械の修繕費、賃借料
営農用施設、機械のリース、レンタル料
雇用労賃
生産技術、経営管理技術の修得費
市場開拓費、販売促進費
- 【貸付限度額】 個人 500 万、法人 2,000 万
畜産及び施設園芸は、個人 2,000 万円、法人 8,000 万円
- 【利用できる期間】 農業経営改善計画の期間中
- 【貸付の方式】 当座貸越、証書貸付、手形貸付

新規就農者リース支援資金

新規就農者を対象として、ハウス等の農業用生産施設のリース料に利用できる資金です。

- 【貸付対象者】 就農時の年齢が 45 歳未満であり、かつ農業従事 5 年目以内の新規就農者
- 【主な使い道】 ハウス等の農業用生産施設とその附帯施設のリース料（リース開始から 10 年目まで）
- 【貸付限度額】 3,000 万円
- 【融 資 率】 リース契約 2 年目までは、年間リース料の 100%以内
リース契約 3 年目以降は、年間リース料の 50%以内
- 【償 還 期 間】 原則 11 年以内（据置期間 10 年以内）
※ただし複数年一括融資を選択した場合は 13 年以内（据置期間 10 年以内）
※新規就農者とは、認定就農者のうち、静岡県ががんばる新農業人支援事業
修了（予定）者又は親元就農者

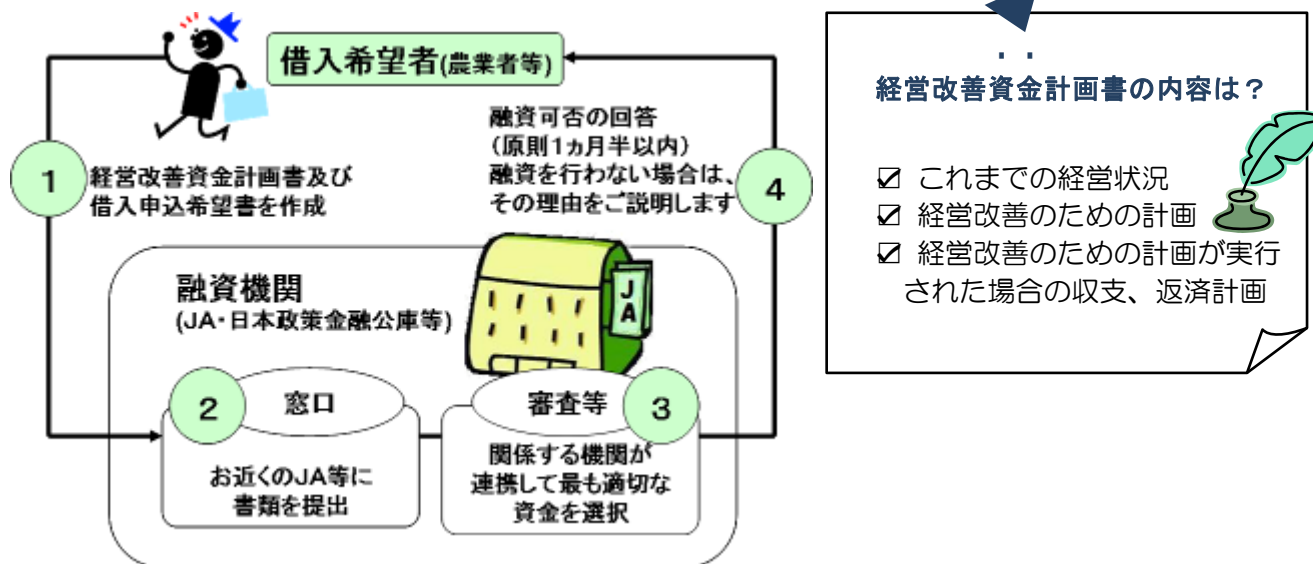
災害時に利用できる主な資金

台風等の自然災害により被害を受けた方にご利用いただく資金です（※は被災証明が必要です）

融資機関	資金名	主な使い道	対象者	償還(据置)期間	貸付限度額
JA	農林水産業 災害対策資金※	①経営安定のための 運転資金 ②生活維持に必要な資金	被災農林 水産漁業者	5(1)年	①個人 1,000 万円 法人 2,000 万円 ②個人 300 万円
JA 等	農業近代化資金	施設・設備の復旧に 必要な資金	認定農業者	15(7)年	・個人 1,800 万円 ・法人 2 億円
日本政策 金融 公庫	農林漁業 セーフティネット 資金※	災害により被害を 受けた経営の再建 に必要な資金	認定農業者 その他担い手等	10(3)年	・一般 600 万円 ・特認： 年間経営費の 6/12 又は粗収益の 6/12 のいずれか低い額
	農業経営基盤強化資金 (スーパーL 資金)	災害や事故により必要 となった長期資金	認定農業者	25(10)年	・個人 3 億円 ・法人 10 億円
	農林漁業施設資金 (災害復旧)※	災害を原因とする 農業施設の被害の 復旧に必要な資金	認定農業者 その他担い手等	15(3)年	負担額の 80%又は 1 施設あたり 300 万円 のいずれか低い額

借入の手続き

- 農業近代化資金、青年等就農資金、農業経営基盤強化資金、経営体育成強化資金、農業改良資金については共通の手続きで借入れることができます。
これら資金を希望する農業者の方は、概ね5年間の**経営改善資金計画書**を作成し、借入申込希望書とともにJA等の窓口へ提出してください。
添付資料として、決算書3年分や見積書などもご準備ください。



債務保証制度

- 農業者等の方がJA等の融資機関から融資を受けるとき、静岡県農業信用基金協会に対して一定の保証料をお支払いいただくことにより、無担保・保証人不要で融資を受けることができます。
- 無担保・保証人不要での融資にあたっては、基金協会の審査があります。
- 基金協会の保証を利用する場合、各資金所定の保証料の支払いが必要です。詳細は、JA等融資機関にご確認ください。
- 不慮の事故や災害などで借入金が返済できなくなった場合に、基金協会が融資機関に一時立替払いをします。

資金名 ※1	保証限度額 ※2
農業近代化資金 農業改良資金 農業経営基盤強化資金(スーパーL資金)	個人 3,000万円(認定農業者は3,600万円) 法人 6,000万円(認定農業者は7,200万円)
農業経営改善促進資金(スーパーS資金)	個人 500万円 法人 2,000万円
青年等就農資金	3,700万円
新規就農者リース支援資金	3,000万円

※1 スーパーL資金、農業改良資金、青年等就農資金はJA等から借りる場合に限りです。

※2 原則として無担保・保証人不要で借入れのできる最高金額です。

借入予定額、他の負債の状況によって違いがあります。

農業近代化資金の個人は、特認を受けた場合の保証限度額となります。



○ 早めにご相談ください

農業制度資金は、審査、借入手続きに時間を要します。資金の借入の予定があったら、早めに農林事務所や金融機関にご相談ください。なお、審査等の結果によりご希望に添えない場合があります。

○ 制度資金を併用することはできません

同一の融資対象事業に2つ以上の制度資金を併用することはできません。

○ 事前着工はできません

貸付決定又は利子補給承認以前に事業着手しているものや、既に事業完了しているものは、原則として貸付対象になりません。

(ただし、事業着手前に融資機関に相談があった場合には、貸付対象となる場合があります。)

○ 目的外使用はできません

貸付金を当初に計画した機械、施設等の支払以外の用途に使用することはできません。

○ 法的手続きについて

関係法令の制限があるものは、事前に必要な手続きを完了してください。

<主な関係法令>

建築基準法、農地法、農業振興地域の整備に関する法律、生産緑地法など

○ 償還期間の設定について

各資金の償還(据置)期間は、実際の貸付対象施設等の耐用年数や貸付対象事業の効果、収益力などを考慮して個別に設定されます。

また、据置期間は償還期間内で設定し、その据置期間中は利息のみの返済となります。

○ 経理状況を明確にしてください

事業の経理状況を明確にするために、資金の受入及び支払いを借入者名義の同じ口座で行ってください。

また、支払先からの請求書、領収書等を資金の償還完了まで保管しておいてください。

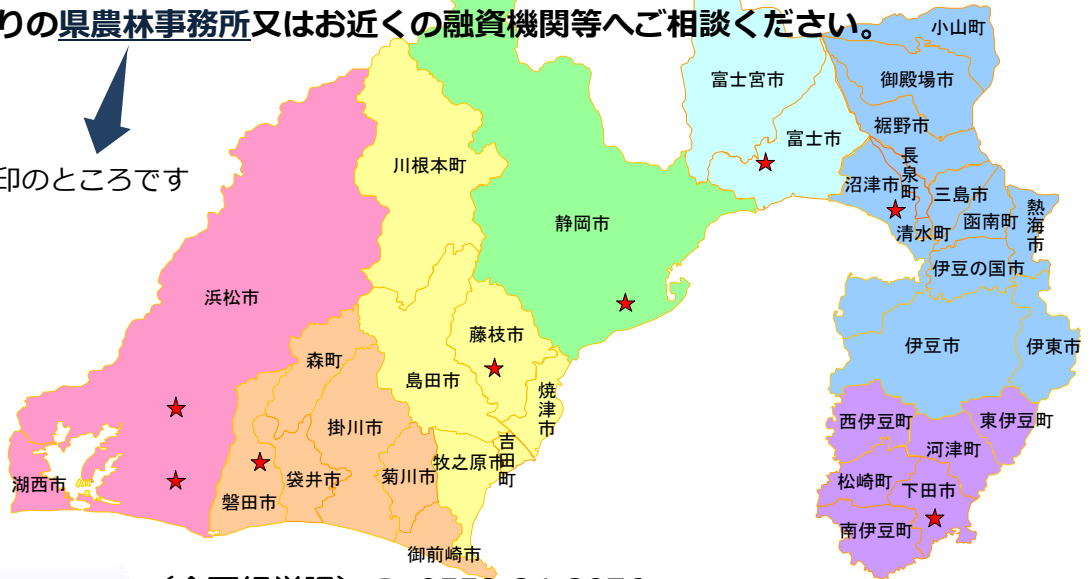
○ 繰上償還していただく場合があります

値引きについては、計画段階で事業費から差し引いていただきますが、事業期間中又は完了後に発生した場合には、繰上償還の手続きをとってください。

相談窓口

このパンフレットは、代表的な農業制度資金の概要を紹介しています。
詳しくは最寄りの県農林事務所又はお近くの融資機関等へご相談ください。

★の印のところです



賀茂農林事務所

(企画経営課) ☎ 0558-24-2076
下田市中 531-1 下田総合庁舎 6階

東部農林事務所

(企画経営課) ☎ 055-920-2157
沼津市高島本町 1-3 東部総合庁舎 7階

富士農林事務所

(企画経営課) ☎ 0545-65-2195
富士市本市場 441-1 富士総合庁舎 4階

中部農林事務所

(企画経営課) ☎ 054-286-9276
静岡市駿河区有明町 2-20 静岡総合庁舎 5階

志太榛原農林事務所

(企画経営課) ☎ 054-644-9211
藤枝市瀬戸新屋 362-1 藤枝総合庁舎 4階

中遠農林事務所

(企画経営課) ☎ 0538-37-2268
磐田市見付 3599-4 中遠総合庁舎 3階

西部農林事務所

(企画経営課) ☎ 053-458-7208
浜松市中区中央 1丁目 12-1 浜松総合庁舎 5階

西部農林事務所 天竜農林局

(地域振興課) ☎ 053-926-2139
浜松市天竜区二俣町鹿島 559 北遠総合庁舎 3階

公益社団法人静岡県農業振興公社(静岡県青年農業者等育成センター)
☎ 054-250-8991 静岡市葵区追手町 9-18 静岡中央ビル 7階

株式会社日本政策金融公庫 静岡支店 農林水産事業
☎ 054-205-6070 静岡市葵区黒金町 59-6 大同生命ビル 6階

農業制度資金のご案内 平成 31 年 4 月発行

作成 静岡県経済産業部農業局農業ビジネス課

〒420-8601 静岡市葵区追手町 9-6
TEL 054-221-2629 FAX 054-221-3688
Mail nougyoubiz@pref.shizuoka.lg.jp
ホームページ <http://www.pref.shizuoka.jp/sangyou/sa-330/>



農業ビジネス課

検索 🔍